

インタビュー●

子どもたちの命と権利を守る

——世田谷版ネウボラと児童相談所の移管に向けた取り組み

保坂展人・世田谷区長

インタビュー●佐保昌一・自治労社会福祉局長／社会福祉評議会事務局長

世田谷版ネウボラにより、妊娠前から就学前までの家庭支援のしくみを強化し、虐待の未然防止に向けた取り組みをいち早く進めてきた、東京都世田谷区。その先導役となる保坂区長に、二〇二〇年四月に予定される新たな児童相談所の設置と子どもの権利の視点に立った児童相談行政のあり方について伺った。

や妹の面倒をみた経験のある人は極めて少なく、泣く赤ちゃんをどうあやせばいいのかわからない以前なら一〜二カ月実家に帰って出産することも多かったです。今は「両親も仕事をしていたり、経済的余裕がなかったりという状況が社会全体に広がっています。育児の頼りもつばらネット検索。赤ちゃんという

増える虐待件数 孤立する子育て

佐保 児童虐待により、幼い命が奪われる事件が相次いでいます。二〇〇〇年に、当時国会議員だった保坂区長が発案者となって児童虐待防止法が制定され、子どものSOSを社会全体で受け止める体制づくりが整えられてきましたが、虐待件数は右肩上がり、深刻な虐待事案も増

えています。

保坂 当時と比べ、子ども人口の絶対数は急減しているにもかかわらず、虐待通報件数は増加し、社会的養護の枠組みにおかれる要保護の子どもの比率は上昇しています。

虐待件数の増加には、二つの側面があると捉えています。一つは、子育ての孤立化の問題です。少子化が進むなか、弟

例を制定し、六月には国の児童福祉法改正でしつと称する親の体罰が禁止されました。法制度の整備が進むことで、虐待に歯止めはかかるでしょうか。

保坂 そもそも子どもの人権が入らない児童虐待防止法はあり得ないと当時から思っていたので、良い方向には向かって

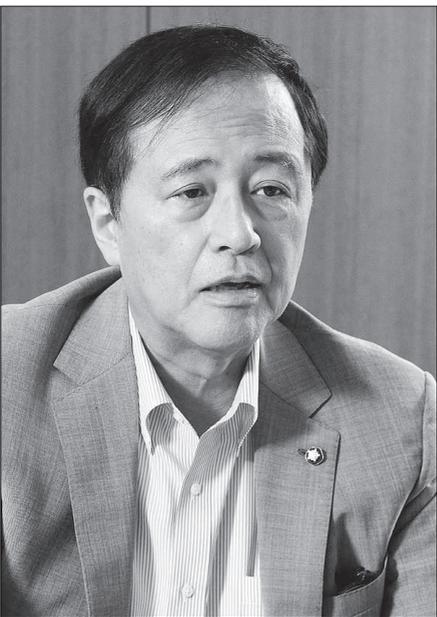
いると思います。

児童虐待防止法は自公連立政権ができた一九九九年に、衆議院の青少年特別委員会のなかで新法制定に向けた議論をスタートさせたところからはじまりました。ところが二〇〇〇年に小淵首相が急逝し、衆院解散が確定となったため、青年特別委員会のメンバーから、ここまで議論してきた児童虐待防止法をなんとかかまとめたという声があがり、超党派による議員立法で急遽制定へと向かったのです。

容認法になる危険性がある、と突っぱねました。他方の野党側は、子どもの権利条約を批准したばかりということもあり新法に「子どもの人権」を明記したかった。最終的にどうなったかといえば、永田町でよくある「両方やめる」——お互い我慢しましょう、ということでも何とかまとまったわけです。

今回の児童虐待防止法改正では、しつとを理由とする暴力、折かんなどの体罰がようやく否定されました。都の条例も国の法律に一步先んじて、そのことに言及しています。

ここで気をつけなければならないのは、父権主義です。父親は一家の主であり、その強い権威の下に子どもはある種、隷属させられています。懲戒権とは、明治以来続く「イエ社会」の柱であり、これが外されれば家が傾くと、強い抵抗があったことを記憶していますし、選択的夫婦別姓の議論などを見ても、そうした抵抗感を持つ人はやはりまだいるのだろ



ほさか・のぶと宮城県生まれ。教育問題などを中心にジャーナリストとして活躍し、一九九六年から衆議院議員を三期（一年務める）二〇〇九年まで、二〇〇三〜二〇〇五年を除く。二〇〇九〜二〇一〇年総務省顧問。二〇一一年四月から現職。現在三期目。兼職として東京都庁生活審議会委員、東京都自然環境保全審議会委員ほか。

取りまとめは難航しました。自民党から「本法は正當な懲戒権を妨げるものでない」との文言を冒頭に盛り込むべきとの意見が出されたのです。そのような文言を記せば、虐待防止法どころか虐待